

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則

昭和四十七年十二月二十六日

規則第八十七号

| | | | | |
|----|--------------|--------|--------------|--------|
| 改正 | 昭和五三年 四月 一日 | 規則第一八号 | 昭和五四年 二月 二三日 | 規則第七号 |
| | 平成一二年 三月 三一日 | 規則第七六号 | 平成一三年 二月 二三日 | 規則第一六号 |
| | 平成一四年 三月 二六日 | 規則第二六号 | 平成二〇年 三月 四日 | 規則第四号 |

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則

題名改正〔平成一四年規則二六号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、知事が行う許可、認可等に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一二年規則七六号・一四年二六号〕

(許可等の申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可若しくは認可を受け、又は協議をしようとする者は、当該各号に掲げる申請書又は協議書を知事に提出しなければならない。

- 一 法第二十四条第一項後段（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可 土地（水面）の立入（使用）許可申請書（別記第一号様式）
- 二 法第三十七条第一項の規定による許可 漁港施設処分許可申請書（別記第二号様式）
- 三 法第三十八条の規定による認可 漁港施設利用認可申請書（別記第三号様式）
- 四 工作物の建設又は改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）に係る法第三十九条第一項の規定による許可 漁港の区域内における工作物建設（改良）許可申請書（別記第四号様式）
- 五 土砂の採取に係る法第三十九条第一項の規定による許可 漁港の区域内における土砂採取許可申請書（別記第五号様式）
- 六 土地の掘削又は盛土に係る法第三十九条第一項の規定による許可 漁港の区域内における土地の掘削（盛土）許可申請書（別記第六号様式）
- 七 汚水の放流又は汚物の放棄に係る法第三十九条第一項の規定による許可 漁港の区域内における汚水の放流（汚物の放棄）許可申請書（別記第七号様式）
- 八 水面又は土地の占用に係る法第三十九条第一項の規定による許可 漁港の区域内における水面（土地）占用許可申請書（別記第八号様式）
- 九 法第三十九条第四項の規定による協議 漁港の区域内における行為についての協議書（別記第九号様式）

2 前項の申請書又は協議書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 縮尺二万五千分の一又は五万分の一の位置図及び土地地形図（公図の写し）
- 二 直接の利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- 三 前各号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書
 - イ 前項第一号の許可にあつては、漁港管理者の意見書（県以外の地方公共団体が漁港管理者である場合に限る。）及び実測平面図
 - ロ 工事を伴う場合における前項第二号の許可にあつては、工事計画説明書、実測平面図及び構造図
 - ハ 前項第三号の認可にあつては、実測平面図及び構造図
 - ニ 前項第四号の許可にあつては、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
 - ホ 前項第五号の許可にあつては、採取数量計算書、実測平面図、断面図及び求積図
 - ヘ 前項第六号の許可にあつては、実測平面図、断面図及び求積図
 - ト 前項第七号の許可にあつては、放流（放棄）数量計算書及び放流又は放棄の場所を明示した実測平面図
 - チ 原形のまま使用する場合における前項第八号の許可にあつては、実測平面図及び求積図

- リ 工作物の建設又は改良を行う場合における前項第八号の許可にあつては、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- ヌ 工作物の建設及び改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）を行う場合における前項第九号の協議にあつては、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- ル 土砂の採取を行う場合における前項第九号の協議にあつては、採取数量計算書、実測平面図、断面図及び求積図
- ヲ 土地の掘削又は盛土を行う場合における前項第九号の協議にあつては、実測平面図、断面図及び求積図
- ワ 汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合における前項第九号の協議については、放流（放棄）数量計算書及び放流又は放棄の場所を明示した実測平面図
- カ 原形のまま水面又は土地の占用を行う場合における前項第九号の協議にあつては、実測平面図及び求積図
- ヨ 工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地の占用を行う場合における前項第九号の協議にあつては、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- タ その他知事が必要と認める図書

一部改正〔平成一二年規則七六号・一三年一六号〕

（許可事項等の変更）

第三条 法第三十九条第一項の許可を受け、又は同条第四項の協議をした者が、当該許可又は協議に係る事項を変更しようとするときは、許可事項変更申請書（別記第十号様式）又は漁港の区域内における行為についての変更協議書（別記第十一号様式）に変更事項に係る新旧対照図書を添えて知事に提出し、その許可を受け、又は協議をしなければならない。

（届出）

第四条 第二条第一項各号に掲げる許可若しくは許可を受け、又は協議をした者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、それぞれ当該各号に定める届出書により十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 当該許可、認可又は協議に係る行為を中止し、完了し、又は廃止したとき 完了（中止・廃止）届出書（別記第十二号様式）
- 二 住所又は氏名若しくは名称を変更したとき 住所（氏名・名称）変更届出書（別記第十三号様式）

一部改正〔平成一二年規則七六号〕

（書類の経由）

第五条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の漁港事務所の長を経由しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、法第三十七条の二第一項の規定による認定の申請は、所轄の漁港事務所の長を経由してしなければならない。

一部改正〔昭和五四年規則七号・平成二〇年四号〕

附 則

この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年二月二十三日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の漁港法の規定に基づく許可等に関する規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年二月二十三日規則第十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の漁港法の規定に基づく許可等に関する規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成十四年三月二十六日規則第二十六号）
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の日前に改正前の漁港法の規定に基づく許可等に関する規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年三月四日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条第一号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕

第二号様式

(第二条第二号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・13年16号・14年26号〕

第三号様式

(第二条第三号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕

第四号様式

(第二条第四号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・13年16号・14年26号〕

第五号様式

(第二条第五号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・13年16号・14年26号〕

第六号様式

(第二条第六号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・13年16号・14年26号〕

第七号様式

(第二条第七号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・13年16号・14年26号〕

第八号様式

(第二条第八号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・13年16号・14年26号〕

第九号様式

(第二条第九号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕

第十号様式

(第三条)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕

第十一号様式

(第三条)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕

第十二号様式

(第四条第一号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕

第十三号様式

(第四条第二号)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年76号・14年26号〕